2　試験地及び試験場所

試験地	試　験　場　所
札幌会場	東　海　大　学 北海道札幌市南区南沢５条１丁目１番１号
仙台会場	東北学院大学 宮城県仙台市青葉区土樋１丁目３番地１号
東京会場	成　蹊　大　学 東京都武蔵野市吉祥寺北町３丁目３番１号
名古屋会場	名古屋工業大学 愛知県名古屋市昭和区御器所町
大阪会場	大阪商業大学 大阪府東大阪市御厨栄町４丁目１番10号
福岡会場	九　州　大　学 福岡県福岡市東区箱崎６丁目10番１号

（注）試験場所は、施設の都合等により変更となる場合がある。

3　受験の申込期間　平成29年５月15日（月曜日）から平成29年６月19日（月曜日）まで。

4　試験の実施に関する業務を行う者　この試験は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第35条第２項及び第３項の規定に基づき登録試験機関として登録した下記の者が行うものとする。

公益財団法人原子力安全技術センター
東京都文京区白山５丁目１番３―101号

5　受験手続　受験の手続は、次のとおりとする。

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

イ　受験申込書１式

ロ　写真（受験申込前１年以内に脱帽、無背景、正面向、上半身を撮影したもので、受験者本人であることが明瞭にわかるもの。大きさは、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）１葉

⑵　所定の受験料（第１種試験14,300円、第２種試験10,200円）は、次のいずれかの方法により納付すること。

イ　公益財団法人原子力安全技術センターが指定する口座（ゆうちょ銀行又は指定銀行）に振り込むこと。

ロ　現金を公益財団法人原子力安全技術センターまで持参すること。

⑶　受験申込書及び添付書類は、申込期間中に公益財団法人原子力安全技術センターまで持参するか、書留郵便で送付すること。書留郵便の場合、平成29年６月19日の消印があるものまでを有効とする。

⑷　受験申込書に記載した現住所等に変更が生じたときは、第１種試験又は第２種試験の区分、受験希望地、氏名等を明らかにして、その旨を公益財団法人原子力安全技術センターへ届け出ること。

⑸　第１種試験及び第２種試験の両方を受験しようとする者は、試験の区分ごとにそれぞれ受験申込みを行うこと。

⑹　受験申込書の入手を希望する者は、公益財団法人原子力安全技術センターまで申し込むこと。

なお、郵送を希望する者は、切手（受験申込書１部の場合は140円）を貼り付け、送付先を記した返信用封筒（角形２号（縦33センチメートル、横24センチメートル））を同封して申し込むこと。

⑺　受験申込書の頒布期間は、平成29年５月10日（水曜日）から平成29年６月19日（月曜日）までとする。

6　受験手続の窓口及び問い合わせ先

公益財団法人原子力安全技術センター
放射線安全部
主任者試験グループ
112―8604　東京都文京区白山５丁目１番３―101号　東京富山会館ビル
電話番号　03―3814―7480

西日本事務所
550―0004　大阪府大阪市西区靱本町１丁目８番４号　大阪科学技術センター
電話番号　06―6450―3320

7　合格者の発表　試験に合格した者に対し、放射線取扱主任者試験合格証を交付するとともに、その氏名を官報で公告する。また、原子力規制委員会のホームページ及び公益財団法人原子力安全技術センターのホームページに合格者の受験番号を掲示する。

8　その他　一部の地域において、天災又は公共交通機関の運転停止等により受験ができない者が発生した場合でも、当該者に対する再試験は原則として実施しない。

公　告

諸　事　項

証　票　無　効

証　票　名	証票番号	亡失年月日	亡失者所属官職氏名
徴収職員証票 収入官吏章 歳入歳出外現金出納官吏章	第1027号	平成29年４月１日	京都労働局 総務部労働保険徴収課 厚生労働事務官　北尾麻美子
労働保険検査証	第216号		
適用事業場検査証	第170号		
診療録検査証	第170号		
事業場検査証	第170号		
診療録質問証	第170号		

上記のとおり、証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以後無効とする。

平成29年５月８日　厚生労働省

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第１１８号

埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目７番地５ソニックシティビル内
申立人　埼玉県信用保証協会
本籍北海道函館市千代台町７番地、最後の住所埼玉県川越市大塚１丁目23番地24、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日平成24年７月30日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和21年９月７日、職業会社代表者
被相続人　亡　岡田　有右
事務所埼玉県坂戸市日の出町16番11　坂戸駅前通りハイツ604
相続財産管理人　弁護士　林　真由美
さいたま家庭裁判所川越支部

平成２９年（家）第１８１号

埼玉県坂戸市末広町８番地９パールハイムＫ105
申立人　杉田　裕介
本籍埼玉県坂戸市千代田４丁目７番、最後の住所埼玉県坂戸市本町１番13号サービス付き高齢者向け住宅　心401号室、死亡の場所埼玉県坂戸市、死亡年月日平成28年12月４日、出生の場所東京都牛込区、出生年月日昭和19年１月13日、職業無職
被相続人　亡　村井　彌市
事務所埼玉県川越市中原町１－２－２　第２櫻進ビル４階Ｃ号室　蔵のまち法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　秀朗
さいたま家庭裁判所川越支部

平成２８年（家）第３０２１２号

千葉県松戸市根本387番地の５
申立人　松戸市長　本郷谷健次
本籍千葉県松戸市常盤平７丁目29番地３、最後の住所千葉県松戸市根本６番地の１　シェモア松戸703号、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日平成26年６月21日、出生の場所徳島県鳴門市、出生年月日大正14年８月10日、職業不明
被相続人　亡　阪田　菊子
事務所千葉県松戸市本町18番地の４　ＮＢＦ松戸ビル７階　ユーカリ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　悠里
千葉家庭裁判所松戸支部